

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	近畿車輛株式会社
【英訳名】	THE KINKI SHARYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下逸夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東大阪市稲田上町2丁目2番46号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長森下逸夫は、当社の第101期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。